

下野市公立保育園民営化実施計画

～みんな笑顔で しもつけっ子を育てるために～

(第 2 次素案)



平成28年7月

下 野 市

も く じ

1 計画策定にあたって	2
(1) 計画策定の趣旨と背景	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の期間	4
2 民営化にあたっての基本的な考え方	5
(1) 民営化の手法	5
(2) 民営化後の運営主体	6
(3) 土地・建物の取り扱い	7
(4) 公立保育園として運営する保育園	8
(5) 民営化する保育園	8
(6) 民営化対象保育園の移行期間	9
(7) 保育の引継ぎと移行スケジュール	10
(8) 公立保育園に勤務する保育士について	11
(9) 民営化後の保育園運営に関する主な項目	11
(10) 民間事業者の選定	12
3 資料編	13

(1) 計画策定の趣旨と背景

近年、核家族化や女性の社会進出の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、地域におけるきめ細やかな子育て支援が求められています。

また、出産後も教育・保育施設を利用して就労を継続する傾向が強くなり、乳児保育や一時・延長保育、休日保育、病後児保育などへのニーズが増大しており、教育・保育施設が果たす役割はますます大きくなっています。

一方、保育園の効率的運営を促進するために規制が緩和され、民間活力の積極的な導入が図られました。

これにより、民間事業者の強みである迅速・柔軟に保育ニーズに対応できる行動力を活用するため、公立保育園の民営化が全国的に進められているところです。

本市においても、まちづくりの基本指針となる市総合計画において公立保育園の民営化が位置づけられ、平成27年3月に策定された「子育て応援 しもつけっ子プラン(市子ども・子育て支援事業計画)」でも、民営化を具体的に推進することが位置づけられました。

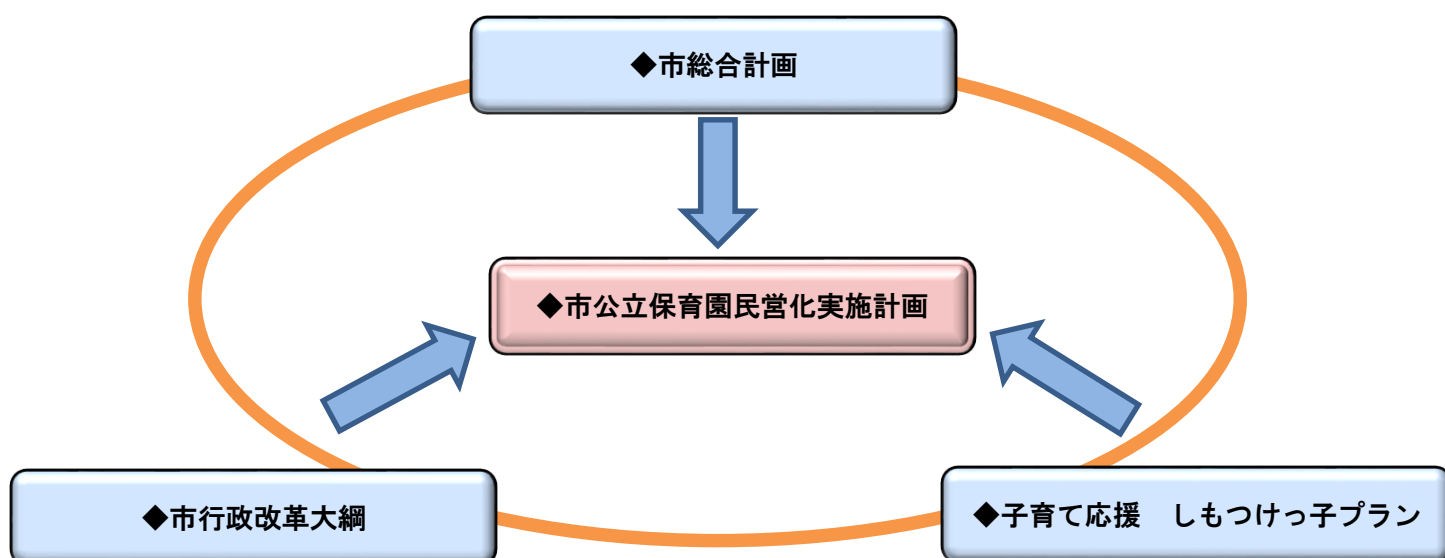
また、本市の最高規範である市自治基本条例においては、事業者を含む市民が主役のまちづくりを推進すること、市民・議会・市が協働によるまちづくりを推進することを基本理念としています。

これらを受け、多様な保育ニーズに迅速・柔軟に対応でき、質の高い保育を持続的に提供できる、市民が主役の子育て支援の体制づくりを目指し、「下野市公立保育園民営化実施計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

「下野市総合計画」、「下野市行政改革大綱」において公立保育園民営化の推進が位置づけられていることから、子ども・子育て支援の指針である「子育て応援 しもつけっ子プラン」においても公立保育園の民営化が位置付けられました。また、市自治基本条例においては、事業者を含む市民、議会、市がそれぞれの責任と役割を自覚し、協働の精神のもと共に力を合わせる必要があるとされました。

これらを受け、本計画は、利用者の多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するために、民間活力により効率的・効果的に保育園を運営することを目的として、公立保育園民営化の実施計画を策定するものです。



※「子育て応援 しもつけっ子プラン」

「子育て応援 しもつけっ子プラン」とは、平成27年度から平成31年度を計画期間とする本市の子ども・子育て支援の指針であり、公立保育園民営化について次のとおり位置付けられています。

「公立保育園の効率的・効果的な運営を図り、多様化する保育ニーズに柔軟に対応していくことを目的に、子ども・子育て支援新制度での保育支援制度等の動向を見据えながら、公立保育園の民営化に向けた取り組みを進めていきます。」

(3) 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成35年度までの8年間とします。

児童と保護者が民営化による保育園の環境変化に無理なく対応できるよう、移行期間を充分設ける必要があります。

一方、事業者は平成27年度から子ども・子育て支援新制度になり、新制度の対応と利用者への質の高い保育の提供とを両立するために、充分な移行準備期間が必要です。

そのため、児童・保護者・事業者が無理なく対応できる移行期間として8年間を見込んでいます。

なお、民営化後の状況を検証するとともに、保育ニーズの変化に配慮しつつ、社会経済情勢の動向を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

(1) 民営化の手法

民営化の手法については、民設民営方式を採用します。

民営化には公設民営方式と民設民営方式の2つの手法があり、公設民営方式は運営委託と指定管理者制度の2つに区分されます。

公設民営方式は運営主体が変更になる可能性があり、保育園運営の安定と継続性に課題が残ります。また、運営費については市単独の予算措置になります。

一方、民設民営方式は事業者が変更となることは基本的にないため、保育園運営の安定と継続性が確保されます。また、運営費及び施設整備費は国県補助金等を活用できる場合があります。

これらのことから、民営化の手法については、民設民営方式が有利であると考えられます。

○民営化手法の比較

	公設民営方式		民設民営方式
	運営委託	指定管理者制度	
設置主体	市	市	事業者
運営主体	事業者	事業者	事業者
管理運営区分	運営のみ	管理・運営	管理・運営
保育の実施者としての根拠	市との契約による	市の指定による	県の認可が必要
事業者選定における議会の関与	報告	議決により決める	報告
運営費	市単独の予算措置による	市単独の予算措置による	国県補助金を活用しながらの市の予算措置
施設整備費	施設は市所有のため、増改築や修繕に要する経費は市単独の予算措置となる。		施設の増改築や大規模修繕は、国県補助金等が活用できる場合がある。
入所事務及び保育料決定・徴収事務	市	市	市
保育サービスの安定性	指定期間ごとに運営主体が変更になる可能性があり、その都度保育士が入れ替わるなど不安定な要因がある。		移行後の運営主体変更は基本的にないため、安定的な保育サービスが提供できる。

(2) 民営化後の運営主体

民営化後の運営主体は、県内で保育園又は認定こども園の運営実績のある社会福祉法人又は学校法人の資格を有する民間事業者とします。

保育園の運営については、平成12年に規制緩和が行われ様々な事業者の参入が認められることになりました。現在、保育園運営を認められている法人は、下表のとおりです。

様々な法人から運営主体を広く募集することは、新たな方針のもとで保育園が運営されることになり、多様な保育サービスが提供されるという点で、利用者にとって有益です。

しかし、県内ではNPO法人等や個人の保育園運営の実例が少なく、運営内容の評価が困難です。

民営化にあたって運営主体は、民営化後も継続して安定した保育を提供する必要があることから、県内で実績のある社会福祉法人又は学校法人が適当であると考えられます。

○保育園運営を認められている法人

地方公共団体
・ 公立保育園を運営している。
社会福祉法人
・ 規制緩和以前より、保育園運営を認められていた法人である。 ・ 保育園運営の実績があり、移管先として最も安定した保育園運営が期待できる。
学校法人
・ 規制緩和により、保育園運営主体として新たに参入が認められた法人である。 ・ 認定こども園を運営している学校法人は、その実績から安定した保育園運営が期待でき、また、幼児教育の視点からの新しい保育サービスの展開等を期待できる。
NPO法人・宗教法人・株式会社等・個人
・ 規制緩和により、保育園運営主体として新たに参入が認められた法人である。個人についても、新たに参入が認められた。 ・ 独自の方針による多様なサービスの展開や、より効率的な保育園運営等が期待できる。 ・ 県内でも3法人が保育園運営を行っている（平成27年4月1日時点）

(3) 土地・建物の取り扱い

民営化される公立保育園の土地については「期限付き無償貸与」とし、建物については原則として「現状のまま無償譲渡」とします。

土地の取り扱いについては「無償貸与」、「期限付き無償貸与」、「有償貸与」の3つの方法があり、建物については「現状のまま無償譲渡」、「現状のまま有償譲渡」、「事業者による建替え」の3つの方法があります

保育園の運営は、社会福祉法に定められた社会福祉事業の一つであり高い公共性を持ちます。また、民営化後の安定した運営と質の高い保育を確保するとともに、環境の変化による在園児童への影響を最小限にする必要があります。

そのため、土地については、期限付き無償貸与とし一定期間経過後は事業者と協議するものとします。

建物については、各園とも建築時からおおむね20年が経過していることを踏まえ、現状のまま無償譲渡することとしますが、経年劣化による損傷などで、民営化後の保育に支障をきたす場合は、一定の修繕を行うことを検討します。

なお、民営化後の施設の増改築や大規模修繕は、国県補助金等が活用できる場合があります。

○土地の取り扱い区分

区分	内容
無償貸与	保育園の安定的な運営の継続を最優先するため、無償にて市有地を貸与
期限付き無償貸与	保育園が安定的に運営されるまでの一定期間を支援するため、期限を付け市有地を無償で貸与
有償貸与	比較的新しい保育園を民営化する際に市有地を有償で貸与

○建物の取り扱い区分

区分	内容
現状のまま無償譲渡	建築後相当期間が経過した保育園を民営化する場合に、現状のまま無償で譲渡
現状のまま有償譲渡	比較的新しい保育園を民営化する場合に、有償にて譲渡
事業者による建替え	老朽化した保育園を民営化する場合に、事業者が保育園を建替え

(4) 公立保育園として運営する保育園

グリム保育園、しば保育園の2園は、本市の保育セーフティーネット機能を維持するため、当面公立保育園として運営します。

公立保育園の機能の一つに養育が困難な家庭を支援するなどの保育セーフティーネット機能があるため、本市の地理的要件を考慮し「グリム保育園」及び「しば保育園」を、当面公立保育園として運営することとします。

(5) 民営化する保育園

薬師寺保育園は平成31年4月に、こがねい保育園は平成34年4月に、吉田保育園は平成35年4月にそれぞれ民営化することとします。

公立保育園の民営化を推進する目的には、多様な保育ニーズに柔軟に対応した保育サービスの向上と、市の経費削減を行う行政改革の両面があります。

本市の公立保育園は建築時からおおむね20年が経過し、将来的に大規模修繕や建替えが必要となります。民営化後に民間事業者*が大規模修繕や建替えを実施する場合には、国県補助が活用できるため市の負担が軽減できます。

このため、民営化の実施順序については、原則として園舎の建築年が古い順から行うこととします。

ただし、吉田保育園については、経過年数以外に民営化後の運営面などで考慮すべき点があるため、最後に民営化を行います。

※法人形態により要件が異なります

民営化実施年度	公立保育園名	建築年
平成31年4月	薬師寺保育園	H6
平成34年4月	こがねい保育園	H11
平成35年4月	吉田保育園	H8

(6) 民営化対象保育園の移行期間

公立保育園3園を民営化するための移行期間は8年間とし、状況に応じて見直すものとします。

各保育園の民営化移行期間は、児童・保護者及び事業者が環境の変化に無理なく対応できるよう、保護者説明会、事業者選定、保育の引継ぎ等を考慮し、2年間で基本とします。

移行期間中、児童・保護者には、安心して民営化後の保育園を利用できるよう丁寧に説明し、民営化に対する理解を深めていただくとともに、さまざまな課題を整理・解決していきます。

また、受託する事業者には、民営化対象となった公立保育園が行ってきた保育を引継ぐため、合同保育などを行っていただきます。

なお、民営化に伴う保育セーフティネット機能の状況や諸課題を逐次検証し、よりよい民営化のために役立てていきます。

○民営化年次計画表

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
薬師寺保育園			移行期間	民営化				
こがねい保育園				検証期間※	移行期間		民営化	
吉田保育園						移行期間		民営化
民営化に伴う保育セーフティネット機能	検証期間							

(※) 民営化事業者選定などに関わる条件などの検証期間

(7) 保育の引継ぎと移行スケジュール

児童と保護者への影響を最小限に抑え民営化を実施できるよう、移行スケジュールを定めます。

公立保育園の保育士と民間事業者の保育士による合同保育を、民営化前1年間実施することを基本とし、在園児童・保護者が民営化後も保育園を安心して利用できるように努めます。

民営化移行期間においては、保護者・事業者・市の3者による協議の場を設け、移行時の諸課題を3者協働により整理・解決し、質の高い保育園運営を目指します。

○移行スケジュール（例）

平成28年度から30年度の間に移行する保育園のケース

年度	月	内 容
H28年度	1月	保護者説明会（第1回） ・保護者アンケートの実施
	2月	保護者説明会（第2回） ・アンケート結果を考慮した民営化後の保育園運営条件の説明と意見聴取 保護者説明会（第3回）
	3月	・民営化後の保育園運営条件のとりまとめ 事業者選定要領の検討・作成
H29年度	5月	事業者選定要領に基づき選定委員会を設置
	6月	事業者選定スケジュール発表（広報誌、ホームページ等） 民間事業者向け現地説明会
	7月	民間事業者の公募（期間2ヶ月間）
	9月	応募事業者の審査（応募事業者による選定委員会への説明）
	10月	移管業者決定 ・市、事業者間で協議開始 ・公立保育園との引継ぎ協議開始
	12月 2月	市・事業者合同保護者説明会（選定後第1回） 市・事業者合同保護者説明会（選定後第2回）
H30年度	4月	合同保育開始 ・段階的に実施し、内容や方法については別途協議
	6月	市・事業者合同保護者説明会（選定後第3回）

※保護者説明会については、必要に応じて複数回実施

(8) 公立保育園に勤務する保育士について

民営化される保育園の保育の継続性の面から、臨時保育士が民営化後も引き続き就労できるよう民間事業者を検討を促します。

臨時保育士が民営化後も就労を希望する場合は、引き続き就労できるよう、民間事業者を検討を促すこととします。民営化後も同じ保育士が就労することで、保育の継続性が保たれ、在園児の安心感につながります。

(9) 民営化後の保育園運営に関する主な項目

各保育園の状況に合わせた質の高い保育が提供できるよう運営条件を決定します。

主な項目は以下のとおりです。現在の保育の質を維持することを基本として、運営条件を決定する際には、保護者の意見も考慮し、検討を加えるものとします。

- 関係法令の遵守
- 開園時間
- 定員
- 受入年齢
- 職員配置
- 特別保育事業
- 特別な支援が必要な児童の受け入れ
- 給食
- 臨時保育士の継続雇用の検討

(10) 民間事業者の選定

民間事業者の選定については、公募によるものとし、選定委員会を設置し、事業者を選定します。

○事業者の募集

- ・事業者の募集は、公募により行う。
- ・公募の内容は、市ホームページ等で広く周知する。
- ・運営条件は、保護者の意向を考慮したものとする。

○事業者選定と公表

- ・選定を公正に行うため、選定委員会を設置する。
- ・選定にあたっては、事業の目的・理念、運営の透明性、社会的信望、社会福祉事業に関する知識・経験、資金計画・経理状況等、事業主体としての安定した継続性等を総合的に勘案するとともに、保育園運営に関する条件を満たし、保育内容を継続・向上できるかを審査する。
- ・選定基準は、別途定めることとする。
- ・選定された事業者については、保護者へ報告するほか、広く市民に公表する。

1 市内保育園の状況（平成27年4月現在）

(1) 公立保育園における保育の状況

No.	施設名	利用定員（人）					通常保育時間		延長保育時間 （平日のみ）	一時保育 （日単位 で実施）
		合計	4歳 以上	3歳 児	1.2歳 児	0歳 児	平日	土曜※		
1	グリム保育園	150	65	26	54	5	7~18	7~17	18~19	実施
2	こがねい保育園	90	31	18	32	9				—
3	しば保育園	70	27	15	22	6				—
4	薬師寺保育園	60	28	14	16	2				実施
5	吉田保育園	50	26	9	12	3				—
合計		420	177	82	136	25				

※土曜保育はグリム保育園とこがねい保育園（しば、薬師寺、吉田保育園合同保育）で実施

(2) 私立保育園における保育の状況

No.	施設名	利用定員（人）					通常保育時間		延長保育時間 （平日のみ）	一時保育 （時間単位 で実施）
		合計	4歳 以上	3歳 児	1.2歳 児	0歳 児	平日	土曜		
1	あおば保育園	60	—	—	47	13	7~18	7~ 17:30	18~20	実施
2	わかくさ保育園	60	26	10	21	3				—
3	わかば保育園	60	10	11	32	7				実施
4	認定こども園 むつみ愛泉こども園	110	47	23	29	11			18~19	実施 (0~2歳 のみ)
5	認定こども園 第二愛泉幼稚園	90	35	15	34	6				
6	認定こども園 愛泉幼稚園	120	60	15	36	9				
7	認定こども園 野ばら幼稚園	75	30	15	24	6				
合計		575	208	89	223	55				

※認定こども園については、保育認定となる2・3号で比較

(3) 公立保育園の職員配置状況

No.	施設名	保育士（人）		職員割合（％）		備 考
		正規	臨時	正規	臨時	
1	グリム保育園	11	18	37.9	62.1	臨時職員に管理栄養士 1 人、公仕 1 人を 含む
2	こがねい保育園	7	11	38.9	61.1	
3	しば保育園	6	8	42.9	57.1	
4	薬師寺保育園	6	7	46.2	53.8	
5	吉田保育園	5	6	45.5	54.5	
合 計		35	52	40.2	59.8	

※ 正規保育士 46 人のうち、産休・育休 4 人、児童館等子育て支援施設 7 人

(4) 公立保育園正規保育士の年齢構成の状況

(単位：人)

No.	施設名	正規保 育士数	年 齢 別						
			25～30	31～34	35～ 40	41～ 44	45～ 50	51～ 54	55～ 60
1	グリム保育園	11	1	2	2	3	2		1
2	こがねい保育園	7		2	1	1	1	1	1
3	しば保育園	6		1	3		1		1
4	薬師寺保育園	6		1	1	2	1		1
5	吉田保育園	5			1	3	1		
合 計		35	1	6	8	9	6	1	4

(5) 公立保育園の施設の状況一覧表

保 育 園 名	定員	所在地	構造	延床面積(m ²)	建築年月
グリム保育園	150	下長田 69	鉄筋コンクリート	1,485.00	H10.3
こがねい保育園	90	小金井 1249-1	木造	697.96	H11.3
しば保育園	70	駅東 6-10-3	鉄骨造	535.99	S49.3 H10 大規模改修 H16 増築 H25 改修(耐震化)
薬師寺保育園	60	薬師寺 2362-5	鉄骨造	447.77	H6.2
吉田保育園	50	本吉田 783-1	木造一部鉄骨	389.24	H8.2
小 計	420			3,555.96	

2 公立保育園の状況

(1) グリム保育園

施設概要（平成27年4月現在）	
所在地：下野市下長田 69 構造：鉄筋コンクリート 建築年：平成10年3月 ※浸水想定区域内の災害時要援護者施設 【定員】 認可定員 150名 利用定員 150名	保育士数 27名 正規保育士数 11名 臨時保育士数 18名 ※臨時職員に管理栄養士1人、公仕1人を含む
園児の状況（平成27年8月現在）	
園児数 156名 【地区別の内訳】 石橋地区 147名 南河内地区 4名 国分寺地区 3名 市外 2名	園児の年齢構成 4歳児以上 72名 3歳児 26名 1, 2歳児 53名 0歳児 5名
地理的条件	
【立地】 ・石橋地区の姿川沿いに広がる水田地帯 ・市街化調整区域 【周辺の状況】 ・保健福祉センターきらら館に近接 ・周囲に民家は少ない ・市洪水ハザードマップでは、姿川氾濫により浸水すると想定されている 【交通】 ・JR石橋駅から約3.4km	

(2) こがねい保育園

施設概要（平成27年4月現在）	
所在地：下野市小金井 1249-1 構造：木造平屋建て 建築年：平成11年3月 【定員】 認可定員 90名 利用定員 90名	保育士数 18名 正規保育士数 7名 臨時保育士数 11名
園児の状況（平成27年8月現在）	
園児数 91名 【地区別の内訳】 国分寺地区 63名 南河内地区 11名 石橋地区 17名 市外 0名	園児の年齢構成 4歳児以上 32名 3歳児 18名 1, 2歳児 32名 0歳児 9名
地理的条件	
【立地】 ・国分寺地区の市街地に近接（市街化区域から約0.5km） ・市街化調整区域 【周辺の状況】 ・住宅と農地の混在する地域 ・自治医大駅西口に開庁する下野市役所新庁舎に近い 【交通】 ・JR自治医大駅から約1.2km	

(3) しば保育園

施設概要（平成27年4月現在）	
所在地：下野市駅東 6-10-3 構造：鉄骨造 建築年：昭和49年3月 改修：平成10年（大規模改修） 増築：平成16年 耐震化：平成25年 【定員】 認可定員 80名 利用定員 70名	保育士数 14名 正規保育士数 6名 臨時保育士数 8名
園児の状況（平成27年8月現在）	
園児数 59名 【地区別の内訳】 国分寺地区 48名 南河内地区 9名 石橋地区 2名 市外 0名	園児の年齢構成 4歳児以上 21名 3歳児 10名 1, 2歳児 21名 0歳児 7名
地理的条件	
【立地】 ・小金井駅東地区内 ・市街化区域 【周辺の状況】 ・良好な住宅街が形成されている地域 【交通】 ・JR小金井駅から約0.7km	

(4) 薬師寺保育園

施設概要（平成27年4月現在）	
所在地：下野市薬師寺 2362-5 構造：鉄骨造 建築年：平成6年2月 【定員】 認可定員 60名 利用定員 60名	保育士数 13名 正規保育士数 6名 臨時保育士数 7名
園児の状況（平成27年8月現在）	
園児数 64名 【地区別の内訳】 南河内地区 53名 国分寺地区 5名 石橋地区 5名 市外 1名	園児の年齢構成 4歳児以上 28名 3歳児 14名 1, 2歳児 17名 0歳児 5名
地理的条件	
【立地】 ・南河内地区の農村集落に隣接 ・市街化区域から約1.0km ・市街化調整区域 【周辺の状況】 ・住宅と農地の混在する地域 ・自治医科大学に近い 【交通】 ・JR自治医大駅から約2.1km	

(5) 吉田保育園

施設概要（平成27年4月現在）	
所在地：下野市本吉田 783-1 構造：木造一部鉄骨 建築年：平成8年2月 ※浸水想定区域内の災害時要援護者施設 【定員】 認可定員 60名 利用定員 50名	保育士人数 11名 正規保育士数 5名 臨時保育士数 6名
園児の状況（平成27年8月現在）	
園児数 44名 【地区別の内訳】 南河内地区 44名 国分寺地区 0名 石橋地区 0名 市外 0名	園児の年齢構成 4歳児以上 24名 3歳児 7名 1, 2歳児 10名 0歳児 3名
地理的条件	
【立地】 ・南河内地区の農村集落に隣接 ・市街化調整区域 【周辺の状況】 ・住宅と農地の混在する地域 ・周辺に市街化区域に指定された地域はない ・市洪水ハザードマップでは、田川氾濫により浸水すると想定されている 【交通】 ・JR自治医大駅から約7.0km	

保育園・認定こども園位置図

